

# 福岡県公報

令和8年5月19日  
第 695 号

## 目次

### 公安委員会

- 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部  
改正 (警察本部警務課) …………… 1
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部警務課) …………… 1

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第6号

福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年5月19日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年福岡県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則(平成24年福岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)

第3条 福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年福岡県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は」の次に「、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第2項に規定する公示事項を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を福岡県公安委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

様式第1号(裏)の2中「及び公示による納付命令の場所」を「及び公示による納付命令」に改め、同様式の2の(7)を削り、同様式の2の(8)中「(7)の掲示板」を「福岡県公安委員会がインターネット上に開設するホームページ及び福岡県公安委員会の掲示板(福岡市博多区東公園7番7号所在)又は福岡県公安委員会に設置した電子計算機の映像面」に改め、同様式の2の(8)を同様式の2の(7)とする。

### 附則

(施行期日)

- この規則は、令和8年5月21日から施行する。  
(公示送達に関する経過措置)
- 第3条の規定による改正後の福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。  
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

### 福岡県公安委員会告示第116号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則(令和8年福岡県公安委員会規則第6号)を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年5月19日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

- (1) 福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び福岡県公安委員会  
積明の機会の付与に関する規則の一部改正関係

当該改正は、福岡県行政手続条例の一部を改正する条例（令和8年福岡県条例第  
5号）が施行されることに伴い、所要の規定の整理をするものであるが、その内容  
は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続  
を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第  
8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

- (2) 福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正関  
係

当該改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等が施行  
され、アナログ規制のうち、書面揭示規制に該当する規定の見直しが行われること  
に伴い、所要の規定の整理をするものであるが、その内容は、国の機関が行政手続  
法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた命令等  
と実質的に同一の規則を定めようとするものであり、福岡県行政手続条例第37条第  
4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである  
。

2 規則の施行の日

令和8年5月21日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部警務課に備え置く。